

# PCTの制度改革（PCTリフォーム）について

——制度改革に至った事項の解説——

国際第2委員会  
第3小委員会\*

**抄録** 特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）は、PCT出願手続の合理化と簡素化をめざして議論されたPCTの制度改革（PCTリフォーム）に基づいて近年様々な改正が施された。

そこで、本稿ではPCTリフォームで取り上げられた議題のうち、日本企業の知的財産業務に従事する関係者にとって実務上影響が大きい項目を抽出し、その議論の内容および結論をまとめた。

## 目次

1. はじめに
2. 出願段階
  - 2.1 みなし全指定
  - 2.2 自己指定取下手続き
3. 手続不備回復
  - 3.1 優先権の回復
  - 3.2 欠落部分の提出
  - 3.3 明らかな誤記の訂正
4. 国際調査段階
  - 4.1 拡張サーチレポート
  - 4.2 補足サーチ
  - 4.3 配列リストの遅延手続き
  - 4.4 非特許文献の著作権
5. 国際公開段階
  - 5.1 複数言語公開
6. 国内移行段階
  - 6.1 国内段階への移行期限
7. まとめ

## 1. はじめに

企業活動のグローバル化の進展にともない、日本企業のPCTに基づく国際特許出願（PCT出願）の件数は増加の一途をたどっている<sup>1)</sup>。

このように日本企業が多数利用している

PCTは、PCT出願手続の合理化と簡素化をめざして議論されたPCTリフォームに基づいて近年様々な改正が施された。

PCTリフォームでは、PCT出願手続について具体的な議論を行うためのワーキンググループ（WG）が制度改革案をまとめ、総会がその改革案を採決により承認することで制度改革が行われてきた。

本小委員会では、PCTリフォームで中心的な役割を果たしてきたWGの会合に委員をオブザーバとして出席させるとともに、日本のユーザーを代表して意見表明を行うなどの活動を行ってきた。特に、自己指定取下手続に関するPCT規則4.9の改正については、日本特許庁と連携してWGで意見を主張し、規則改正を実現させるという成果を出すことができた。

このWGは、2001年11月の第1回会合から計9回開催され、2007年4月の第9回会合をもって終結した。

本小委員会では、PCT出願制度の改正に大きく寄与したPCTリフォームが終結したこと

\* 2007年度 The Third Subcommittee, The Second International Affairs Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

を受けて、WGで議論された内容および結果をまとめることとした。

本稿では、PCTリフォームで取り上げられた議題のうち、日本企業の知的財産業務に従事する関係者にとって実務上影響が大きい項目を抽出し、図1及び末尾の別表に示すように、PCT出願手続きに沿ってその議論の内容および結論をまとめた。

本稿は、2007年度国際第2委員会第3小委員会において、平田真也（WGリーダー：シャープ）、池田淳（日本電気特許技術情報センター）、伊藤高順（デンソー）、岩本明洋（DIC）、酒井範夫（アサヒビール）、高野昌浩（日立建機）、西村永子（日本電気）が作成した。

## 2. 出願段階

### 2.1 みなし全指定

#### (1) 背景

みなし全指定とは、出願時において国内段階に移行する国の指定を行わなくとも、PCTの

全締約国を指定したものとみなすという制度である。

従前のPCT出願では、願書において、国内手続きに移行させたいPCT締約国（以下、指定国）を指定する必要があった。PCT出願を行う利点の一つとして、出願後の技術動向に応じて移行国を決定できることが挙げられるが、出願時に指定国を指定する従前の方式では、その利点をフルに利用することはできなかった。また、2002年にはPCTの全締約国の指定が5カ国分の指定料金で行えるようになっていたため、当時の国際出願の多数が全締約国を指定していた。さらに、指定国の指定は、願書に細かく列挙された締約国の各々に付されたチェックボックスにチェックを入れて行うようになっていたが、例えばオーストラリア（AU）とオーストリア（AT）を間違えるなどの単純ミスにより、権利化を望んでいた締約国において二度と権利化ができなくなる可能性も生じており、改善が望まれていた。

#### (2) 議論

PCTリフォームの第1回会合にて、手続きの簡素化・PCT出願のユーザーフレンドリー化を目的として、願書の提出により自動的に全締約国の指定がなされる制度への変更、すなわち、国際段階において指定国を指定する制度並びにこれに伴う指定国数毎の指定料金支払い制度の削除が米国から提案された。第1回PCTリフォームでは、多くの締約国が米国提案に賛同したが、ドイツや日本など一部の国からは、国内優先権主張出願において基礎出願が取下擬制できないことに対し懸念が表明された。

#### (3) WG結論

第2回会合において、PCT規則4.9を改正して、願書の提出により自動的にみなし全指定となることを規定する（規則4.9(a)）ととも

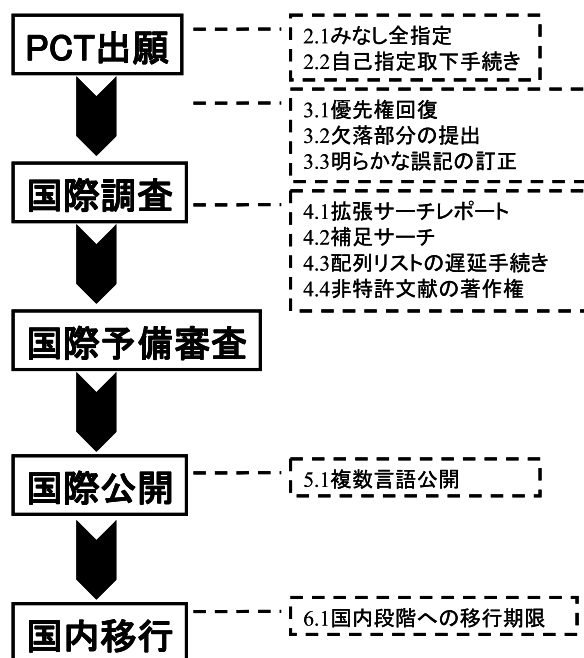


図1 手続フロー

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

に、国内優先権出願制度を有する加盟国については指定しないことを願書にて表明できるように規定する（規則4.9(b)）よう提案することが決定された。

#### (4) 総会での結論

2002年10月のPCT総会にて、PCT規則4.9の改正案が提出され、同改正案は採択された。同規則の改正は2004年1月1日から発効となった。

## 2.2 自己指定取下手続き

### (1) 背景

上記のPCT規則4.9の改正にともない、2004年1月1日以降のPCT出願について、みなし全指定制度が導入された。

しかし、自国の法令で、自己指定となった場合、基礎出願が取下擬制となる国において問題が生じる結果となった。

そのため、ドイツ、韓国、ロシアにおいては、PCT規則4.9(b)の適用を受けることを表明し、願書への記載で自己指定を取り下げることにした。

一方、日本は、PCT規則4.9(b)が国内法の改正の必要性をも示唆するものであったことから、同規則の適用を受けなかったため、別途「指定国の取下書」を提出して日本国指定を取り下げる必要があった。

### (2) 議論

当初、PCTリフォームの会合において、自己指定の問題は、日本を始めとする一部の国の国内法令上の課題であり、国際段階の規定を広く議論するこの会合では取り上げる必要はないとの状況であった。

この状況の中、この課題を解決するため、日本知的財産協会（JIPA）は、第6回会合において日本特許庁と連携の上、署名要件の議題の中で、新たに自己指定の問題を会合において提

起した。

日本特許庁の課題提起に対し、JIPAは全面的にサポートの立場を表明し、さらに米国のユーザー団体もサポートに加わったため、日本企業だけの課題意識ではないとの認識が会議場内に広がった。

これを受けて、日本特許庁は、自己指定の問題を解決するための具体的な運用案を会合において提示し、PCTリフォーム会合での議題として検討をすすめることとなった。

### (3) WG結論

第7回会合にて、ドイツ、韓国、ロシア以外の国にもその適用を受けられるようにするPCT規則4.9(b)の修正を行う提案がWIPOからなされ、一切の反対意見もなく全会一致で承認された。

### (4) 総会での結論

2005年10月の総会にて、PCT規則4.9(b)の改正案が提出され、同改正案は採択された。

これにより、2006年4月1日からドイツ、韓国、ロシアと同様に日本国の指定を願書で取り下げることが可能となった。

## 3. 手続不備の回復

### 3.1 優先権の回復

#### (1) 背景

「優先権の回復」とはPLT（特許法条約）で認められている優先権の回復措置を、優先権を伴うPCT出願において優先期間内（＝原出願より1年以内）にPCT出願をしなかった場合で2ヶ月の回復期間を与えた上で優先権の回復を認めるとの提案である。優先権が失効した場合であっても一定の要件を満たす場合には優先権の回復を認めるべきとの考えが背景にある。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## (2) 議 論

優先権の回復を認める判断基準については第2回会合において次回（第3回）会合で具体的な提案をする旨合意され、続いて第3回会合で具体的な提案が披露された。さらに、提案について実際に議論が戦わされたのは第4回会合からであった。第4回会合では

A案：故意でない

（緩やかな判断基準）

B案：妥当な注意をしていた

（厳格な判断基準）

C案：国内段階に任せる

のいずれにするか若しくはいずれを組み合わせるかで各国の議論がなされたが、合意に至らず、最終合意は第7回会合まで持ち越された。

## (3) WG結論

第7回PCTリフォームにて各受理官庁・指定国が上記（2）で出された提案のうち、

C+A案：米支持

C+B案：日欧支持

のいずれかの判断基準を選択できるものとし、採用した判断基準の定義は各受理官庁・指定国が定めることとなった。すなわち、C+A案とC+B案のいずれかを各受理官庁・指定国が採用し、PCT規則ではこれらの言葉の定義はなされないこと等が決定された。

また、上記決定に関連する国内法令の準備のための経過措置適用の申出期間を6ヶ月とすることで本提案内容に基本合意がなされた。国際事務局は、規定内容の明確化のための条文の細かい文言修正を行ったうえで、今回の提案をWG案として総会に提出した。

## (4) 総会での結論

2005年及び2006年の総会においては上記3.1(3)に基づくPCT規則の改正が採択され、2007年4月1日から発効するに至った（PCT

規則26.2.3）。

ただし、日本など国内法令との不適合を理由として経過措置を設け、優先日から12ヶ月経過後の優先権回復を認めていない国々があるので注意を要する。それらの国々では優先権主張可能期間後に優先権主張したものとして取り扱われる。たとえば、国際事務局を受理官庁として優先権の回復をした国際出願を日本国やその他の優先権の回復を認めない指定官庁に移行してもそれらの指定国においては優先権可能期間後に優先権主張をしたもの（即ち優先権は認められないもの）として扱われることとなる（表1参照）。

表1 優先権の回復

受 理 官 庁	指 定 官 庁	優先権の 回 復
認める	認める	する
認める	認めない	しない
認めない	認める	しない

## 3. 2 欠落部分の提出

### (1) 背 景

「欠落部分の提出手続き」は明細書、請求の範囲、図面のすべてにおける出願書類の欠落部分の補充がPLTでは認められていることに対応し、PCT出願制度でも図面のみならず明細書、請求の範囲について欠落部分の補充を認めようとするものである。従来、PCTでは図面の欠落についての規定があるのみであった。PLTとPCTとの整合を図り、方式的な調和条約であるPLTの発効を促進する為にもPCTへの明細書、請求の範囲の欠落部分の提出手続きを規則として明文化する必要性が生じた。

### (2) 議 論

第4回会合より議論が開始され、第6回会合

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

において具体的な内容が話し合われ、次の点が提案された。

- ① 明細書、請求の範囲の提出手続きをPCTの規則に明記すること（→明細書、図面、請求の範囲すべてに補充を可能とする）
- ② 優先権主張を伴う国際出願の場合、国際出願日の繰り下げなしに明細書等の補充を可能とすること

また、制度導入にあたって、次の点が出されたが、各国間の対立は少なかった。

- ① 条約自体の改正にすべきとの意見
- ② 各国国内法令の是認する経過措置を求める意見

### (3) WG結論

受理官庁からの補充の求めに応じる出願人の期限をPLTに合わせて2ヶ月とし、国内法令の準備の為の経過措置適用の申出期間を6ヶ月とすることで本提案内容に基本合意がなされ、総会に提出することとなった。

### (4) 総会での結論

2005年及び2006年の総会において上記3. 2 (4) に基づくPCT規則の改正が採択され、2007年4月1日から発効するにいたった。

補充の方法としては、

- ① 後の提出による補充（PCT規則20. 3, 20. 5, 20. 7）
- ② 引用補充（PCT規則4. 18, 20. 8）

がある。引用補充とは、優先権主張を伴う国際出願に明細書、請求の範囲又は図面の欠落があった場合に、先の出願に記載されているものを引用して国際出願に取り込む方法により欠落部分（要素）を補充する旨をあらかじめ願書に記載することで、より有利に欠落部分の補充ができる手続きをいう。日本など国内法令との不適合を理由とする経過規定を適用している国がある。たとえば、他の受理官庁が設定した引用補

充は日本国内段階においてその効果が認められず、後の提出による補充をしたものとして扱われるので注意を要する。

上記引用補充は所定の要件を満たしていないものと受理官庁が判断した場合、補充する書類が提出された日をもって国際出願日が認定される。ただし、その場合は後に提出した書類を無視するよう請求することにより、国際出願日を書類補充前の日に戻すことが可能となるよう救済策がとられている。

## 3. 3 明らかな誤記の訂正

### (1) 背景

2001年の第1回会合で、アメリカからPCT規則91の明らかな誤記の見直しについて提案されたのが始まりである。

### (2) 議論

第3回会合でEPOがPCT規則91. 1 (b) の下で「明白か」どうか決定するとき、「何人」より、むしろ「当業者」に改めるべきと提案し、数カ国が同意した。第4回会合でも議論されたが結論は出ず、第5回会合では、「誤記とは何か」の定義から議論すべきとの意見が出され、基本的な事項について国際事務局に更なる検討を委ねることが合意された。第6回会合では、①訂正対象を願書等の書誌事項の書面に限定すべきか ②訂正に際して関連書類を参照すべきか ③主体的要件を「“適格な当局” に対して明らかな」とすべきか などについて意見交換がなされた。

### (3) WG結論

第7回会合で国際段階における明白な誤りの訂正要件の明確化を図り、全体的な審査の効率化を図ろうとする意図で、以下の点で合意がなされた。

・書類に記載されている以上のものが意図さ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

れており、かつ、求められた訂正を超えるものが意図されていないと認識できる場合において「明白」な誤りと認める。

- ・明白な誤りの判断基準を、「何人に対しても明白か」から、「適格な当局に対して明白か」に修正する。
- ・適格な当局とは、どの書類に誤りがあるかによって決まり、願書部分は受理官庁、国際予備審査手続前の明細書・請求の範囲・図面部分は国際調査機関、国際予備審査請求手続開始後の明細書・請求の範囲・図面部分は国際予備審査機関、19条及び34条補正の部分は国際予備審査機関、その他の各当局に提出した書類についてはそれぞれの当局が該当する。
- ・明細書・請求の範囲・図面又は補正書に誤りがある場合、明白かどうかの判断には明細書、請求の範囲及び図面のみを考慮するものとし、願書部分とその他の各当局に提出した書類の誤りについては外部書類（包装に綴じられた書類一式）も参照することとする。
- ・判断の基準日は、出願書類の場合はその国際出願日、それ以外の書類の場合は書類の提出日とする。
- ・優先権主張に関する訂正及び要約部分の誤りは本条の対象から除外し、「要約の欠落又は欠陥」を規定するPCT規則38を修正して該規則で訂正可能とする。
- ・19条補正の誤りの訂正についての適格な当局を国際予備審査機関に変更する。

#### (4) 総会での結論

2005年10月の総会に提出され、改正案は採択された。2006年10月の総会でPCT規則91の他、更に関連するPCT規則11, 12, 26の2, 38, 82の3, 48, 66及び70の改正が2007年4月1日に行われた。

## 4. 国際調査段階

### 4.1 拡張サーチレポート

#### (1) 背景

拡張サーチレポートとは、従来は関連のある先行技術を発見することを目的として行われていた国際調査の調査範囲を拡張し、請求の範囲の発明が特許性（新規性、進歩性、産業上の利用可能性）を有するかどうかの審査官の見解を示すサーチレポートを国際調査の段階で出願人へ提供するものである。従来は、出願人が国際出願した発明に特許性があるか否かを判断するためには所定の手数料を支払い、国際予備審査を請求する必要があった。

#### (2) 議論

第1回会合において、優先日から22ヶ月に拡張サーチレポートを発行すること、3ヶ月以内の応答期間を付与することが提案された。

第2回会合では、拡張サーチレポートを導入する際、国際調査段階（PCT第1章）と国際予備審査（PCT第2章）とを分けて維持すべきであるとの意見があった。

#### (3) WG結論

第1回会合において、すべての国際出願について国際調査の段階で国際調査機関が国際調査報告を行うと同時により詳細な見解書（ISO）として拡張サーチレポートを作成すること、ISOの調査範囲や内容は予備審査報告と同様とすること、が合意された。また出願人はISO受領後、(i) 国際予備審査の請求 (ii) 国際事務局へISOについての非公式コメントの提出及び/又は19条補正書の提出 (iii) 出願の取下げ (iv) 何も行わない、という手続きを選択することができることも合意された。さらにISOの公開や国際予備審査報告の発行手続きについて

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

合意がなされた。

第2回会合では、国際調査段階（PCT第1章）と国際予備審査（PCT第2章）とを分けて維持するべく規則の改正により対応することとし、すべての国際調査機関が国際予備審査の調査範囲と同様のISOを作成する責任があることを明記することで合意した。また、出願人が国際予備審査請求をしない場合にはISOが第1章における報告として再発行される点、出願人はISOに対して非公式なコメントができ、この非公式コメントは指定国官庁へ国際事務局を通じて送付されることが合意された。

#### (4) 総会での結論

2002年10月の総会において改正案が採択され、PCT規則43の2. 1, 66. 1の2, 69. 1. bの2. の改正が2004年1月1日に発効された。

### 4. 2 補足サーチ

#### (1) 背景

補足サーチとは、国際調査の品質向上を目的として、主たるサーチ機関以外のサーチ機関に

よる追加サーチを認める制度をいう。

PCTリフォームの中で、国際調査を充実させるオプションとして、補足サーチ導入が提案された。（図2参照）

#### (2) 議論

補足サーチは、途上国にとっては自国の審査を促進する上で有効であるものの、先進国の特許庁にとっては負担が増大するものであるため、意見が対立した。

このため、事務局より補足サーチについての案を提示することとし、第7回以降のWG会合で詳細を検討することになった。

#### (3) WG結論

2007年4月の第9回WGにおいて下記の規則改正案が示された。

- (a) 国際調査機関は補足サーチサービスを行うか否かを自由に決定することができ、また特定分野に補足サーチの利用を限定することができる。
- (b) 国際調査機関は、国際予備調査の調査

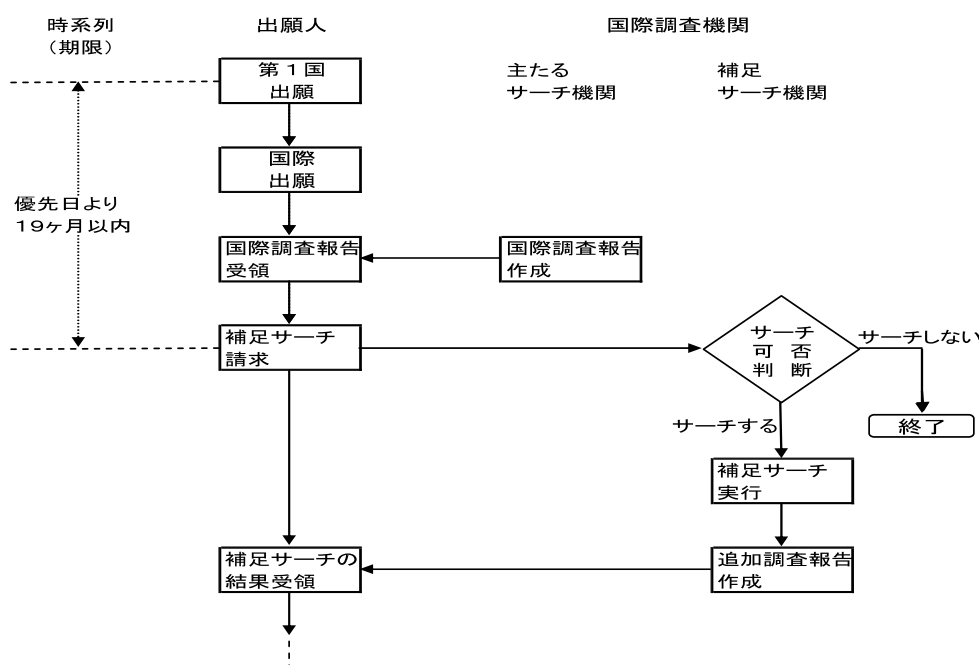


図2 補足サーチ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

範囲での補足サーチを拒否できる。さらに国際調査機関は、補足サーチの調査範囲での国際予備調査を拒否できる。ただし、他の庁が行った調査範囲と重複するときには、拒否するか否かは随意とする。

(c) 出願人は、補足サーチの要求をメインサーチ機関以外に自由に要求できる。

(d) 補足サーチの要求は優先日から19カ月の期限内に提出しなければならない。

しかし、日本およびスペインが反対した結果、同WGの提案としては2007年9月の総会に上程されないこととなった。

#### (4) 総会での結論

前述のとおり、WGの提案としては総会に上程されない予定であった。

しかしながら、2007年8月にフランスが加盟国の権限として、同提案を総会の議題として登録した結果、2007年9月の総会で採決された。

この補足サーチに関する規則は2009年1月に発効する<sup>2)</sup>。しかし、少なくとも一つの国際調査機関が補足サーチ実施を受け入れた場合にのみ利用可能となる。

### 4.3 配列リストの遅延手続き

#### (1) 背景

配列リストの提出の遅延が多く、国際調査又は国際予備審査の段階で問題が生じており、第1回会合でEPOからPCT規則13の3を改正することが提案された。

#### (2) 議論

第3回会合にて、国際段階で配列リストを受領するシステムを検討することが提案された。第4回会合では、所定の形式でコンピュータによる読み取り可能な配列リストを出願人が提出しない場合には、①国際調査機関又は国際予備

審査機関はその提出を求めること、②この際に遅延提出手数料の支払いを求めること及び③出願人が配列リスト提出の求めに応じて配列リストの提出及び遅延手数料の支払いを行わない場合には国際調査機関又は国際予備審査機関は国際調査/国際予備審査を行わなくてよいとする改正規則案が検討された。第5回会合では、EPOから現状の手續において50%を超えるケースで配列リストの提出の遅延が生じており国際調査の迅速化を図るために早期解決の要請が強くなされ、各国際機関の間での議論の上、次回WGで再度、検討することで合意した。

#### (3) WG結論

第6回会合で、①遅延提出手数料の金額は国際調査機関が決定すること、②その上限は国際出願手数料の25%とすること、③配列リストの提出が無い場合は有意義な調査ができる場合に限って調査するなどの手續上の合意がなされ、本議題が承認され、総会に提案されることとなった。

#### (4) 総会での結論

2004年10月の総会に提出され、改正案は採択された。PCT規則13の3の他、関連するPCT規則3、5、23及び76の改正が2005年4月1日に行われた。

#### (5) 留意点

日本特許庁では配列リストの遅延提出手数料が要求されないが、EPOでは要求されるので、EPOを国際調査機関と指定する出願の際は、出願時に配列リストを提出するように気をつける必要がある。

### 4.4 非特許文献の著作権

#### (1) 背景

国際調査機関が送付する文献の写し（特に非



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

特許文献)などが著作権違反とならないように国際段階で対応策を講じることが要望されていた。

## (2) 議 論

第5回および第6回会合において、WIPOの著作権を扱う委員会(SCCR)とWGとの間にタスクフォースを結成し、本議題の検討を進めること、および各国際機関の間で著作権保護の例外規定の適用を検討していく方向で合意がなされた。

## (3) 国内著作権法の改正

国内著作権法第42条に第2項が追加され、特許庁が行う特許等の拒絶理由、拒絶査定で引用された非特許文献、およびPCT出願の国際調査段階、国際予備審査段階において引用された非特許文献等の送付が可能となった。

今回の国内著作権法の改正により、国内出願およびJPOを受理官庁(国際調査機関、国際予備審査機関)とする国際特許出願については、上記著作権の問題は解消された。

# 5. 国際公開段階

## 5. 1 複数言語公開

### (1) 背 景

複数言語公開とは、出願人が国際事務局に対して出願の言語以外の追加言語でのPCT出願の公開を求める制度であり、その背景は指定国の国内法により国際公開された言語によって異なった扱いを受ける国際出願に対して同一の効果を認めることにある。

### (2) 議 論

第7回会合では、①出願人は優先日から17ヶ月以内に、追加言語での公開要求、追加費用の支払い、出願書類の翻訳文の提出を求められること、②国際公開の言語以外の言語での追加公

開要求がされた場合にその公開フロントページは英語とフランス語となること、③追加言語での公開がされた場合には国内段階移行時に当該言語の翻訳文を提出する指定国については、当該公開された翻訳文が自動的に国内段階移行の翻訳文となること、が議論された。また上記事項を反映した規則改正案が作成された。

第8回会合では、第7回会合での提案に追加修正する形で、移行期間のために、国内段階において現存のプラクティスの維持を希望する締約国には、有限の期間(修正されたPCT規則49.2の効力発生の日から最長で5年)において、複数言語の国際公開制度に参加しないことを認めることが議論された。

第9回会合では、一部の国の強い反対があり、提案中の改正案の提出を見合わせる事となった。

## (3) WG結論

第10回会合では、規則改定案について一部合意が得られていること、本項目についてどのように扱うかについて意見の不一致が継続して残っていることを次回の議会にて報告することとなった。

## (4) 総会での結論

『背景』の項で述べた提案について第7~10回会合において議論がなされ、一部合意されている事項はあるものの、各国間での意見の不一致によりいまだ合意には達していない。

# 6. 国内移行段階

## 6. 1 国内段階への移行期限

### (1) 背 景

従前、PCTによる国際出願の国内段階への移行期限は優先日から20ヶ月であり、移行期限30ヶ月を確保するためには、優先日から19ヶ月が経過する前に国際予備審査請求をする必要が

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

あった。これに対して、2001年の第1回PCTリフォームWGでアメリカから上記20ヶ月の期限撤廃（第22条(1)の改正）が提案された。

## (2) 議 論

国際予備審査請求が制度本来の趣旨から離れて、国内移行期限延長を目的として利用されることが増えてきて各国際予備審査機関の負担が増大していたこともあり、一部の国を除いて大多数のPCT締約国が本改正案を批准した。

## (3) 総会での結論

2001年10月の総会でPCT第22条(1)の移行期限が20ヶ月から30ヶ月に改正された（2002年4月1日から施行）。ただし、一部の国では国内法が改正されるまでの間、本改正を留保している（詳細は次項参照）。

## (4) 国内法の改正

PCT第22条(1)の改訂規定を実施するため、日本では、2002年に特許法第184条の4第1項が改正され、2002年9月1日現在において優先日から20ヶ月を経過していないものについては優先日から30ヶ月の移行期限が適用されるようになった。

また、現在ではほとんどの国が自国国内法を改正しており、本条文改正（国際予備審査請求をしない場合の移行期限として30ヶ月）を適用していないのは2007年3月1日時点でスイス、ルクセンブルク、スウェーデン、タンザニア、ウガンダだけである。ただし、これらの国の場合も広域指定（AP又はEP）によりカバーされる。

## 7. ま と め

上記のPCTリフォームにより、PCT制度が

フレンドリーとなり、JIPAとしても好ましい方向で、PCT制度が改正された。特に、拡張サーチレポートや、国際予備審査請求なしでの国内段階移行期限の延長により、各国への移行の要否判断が容易となった。これらの制度改正が一因となり、PCT出願件数が増加しているものと考えられる。

拡張サーチレポート（国際調査機関の見解書）は、実質的に拒絶理由通知に相当するため、これを踏まえた上で、日本国への国内移行手続きとともに早期審査に関する事情説明書（拡張サーチレポートがある場合、対比説明を省略可能）を提出することで、日本国での早期権利化が可能となっている。

また、PCT経由で日本国へ国内移行した場合、出願審査請求手数料が約40%減額されるメリットもある。

さらに、事業の動向等を見極めるために早期権利化を望まない場合でも、優先日から30ヶ月迄は、権利化の要否について判断を先延ばしできるため、真に権利化が必要な発明のみに費用をかけるという判断が可能である。

このように、PCTリフォームによって改正された制度を有効に活用することにより、より効率的に特許出願戦略を図ることができると考える。

最後に、PCTリフォームの活動は終了したが、当委員会では、PCT制度を利用している会員各位の要望等を集約して、さらなる改善に向けた検討を継続していきたいと考える。

## 注 記

- 1) 「企業におけるPCT制度の活用に関する考察」  
知財管理 Vol.57 No.11 2007 pp.1781-1794
- 2) PCT NEWSLETTER No.10/2007 WIPOホームページ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

別表 PCTリファームWGの議論推移表

リファーム 項目 回数	出願段階		手続不備の回復			国際調査段階				国際公開 段階	国内移行 段階	
	みなし 全指定	自己指定 取下手続	優先権 の回復	欠落部分 の提出	明らかな 誤記の訂正	拡張サーチ レポート	補足サーチ	配列リスト の遅延手続	非特許文献 の著作権	複数言語 公開	国内段階 への 移行期限	
第1回会合 (2001年11月)			議論開始			議論開始					議論→合意	
第2回会合 (2002年4月)	議論→合意		議論継続			議論→合意						
第3回会合 (2002年11月)			議論継続									
第4回会合 (2003年5月)		議論開始	議論継続	議論開始			議論開始	議論開始				
第5回会合 (2003年11月)			議論継続	議論継続	議論開始		議論継続	議論継続	議論開始			
第6回会合 (2004年5月)		継続議論	議論継続	議論継続	議論継続		議論継続	議論→合意	議論継続 <sup>※1</sup>	議論開始		
第7回会合 (2005年5月)		議論→合意	議論→合意	議論→合意	議論→合意		議論継続			議論継続		
第8回会合 (2006年5月)							議論継続			議論継続		
第9回会合 (2007年4月)							議論→合意 <sup>※2</sup>			議論→合意 <sup>※3</sup>		

※1 PCT規則ではなく、各国の著作権法を見直すことで合意。日本では、著作権法第42条が改正された(2007年7月施行)。

※2 PCTリファームWGでは合意に至らなかったが、その後の総会で議題として提出された後、採択された。2009年1月に発効予定。

※3 合意に至らなかったため、総会への議題提出は見合わせられたが、総会でこれまでの経緯が報告された。

注) 網掛け部分は、PCTリファームWGで合意に至り、その直後の総会にてPCT規則の改正が決まったもの。

(原稿受領日 2008年7月11日)